

おくやみ案内帳

知多市役所
市民窓口課

目次

持ち物リスト	1
各課の死亡に伴う手続きのご案内	2
各種証明書のご案内	11
他市への戸籍謄本請求方法	13
戸籍交付申請書.....	14
MEMO	15

持ち物リスト

死亡届後、市役所の手続きに必要なものをご紹介します。

大切なお手続きですので、詳細に関しては、「各課からの死亡に伴う手続きのご案内」のページを必ずご確認ください

●亡くなった方のもの ※該当するものがあればお持ちください

- 年金手帳、年金証書
- 印鑑登録証、住民基本台帳カード
- 国民健康被保険者証、後期高齢者医療被保険者証
- 介護保険被保険者証
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証、障害福祉サービス受給者証
- 後期高齢者福祉医療費受給者証、障害者医療費受給者証、精神障害者医療費受給者証、母子家庭等医療費受給者証、子ども医療費受給者証
- 福祉タクシー助成券

●ご遺族・お越しいただく方のもの

- 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証）
- （顔写真のない場合は、被保険者証や預貯金通帳等の2点で確認します。）
- 預貯金通帳（相続人代表、喪主）
- 税金の引き落としなどの口座を変更する場合は預貯金通帳と銀行印
- 葬祭を行ったことを証明する書類（会葬礼状、葬儀の領収書等）
（亡くなった方が国民健康保険または、後期高齢者医療保険に加入されていた場合）
- おくやみ案内帳
- その他「各課からのご案内」にて、手続きに必要と記載のあるもの

各課の死亡に伴う手続きのご案内

1 市民窓口課

1 印鑑登録証の返却

持ち物 印鑑登録証

期限 速やかに

2 住民基本台帳カードの返却

持ち物 住民基本台帳カード

期限 速やかに

3 世帯主変更の届出

対象 亡くなった方が世帯主で、
その方以外に世帯員が2人以上いる世帯

届出者 世帯員の方

持ち物 届出をする方の身分証

期限 速やかに

2 保険医療課

1 年金

持ち物 年金手帳、年金証書

その他 保険医療課へお問い合わせください。

2 国民健康保険 資格喪失届 又は 世帯主変更届

持ち物 ○亡くなった方のもの

被保険者証、高齢受給者証（交付のある方）、

限度額適用認定証（交付のある方のみ）

○届出人のもの

本人確認書類（顔写真のない場合は、被保険者証や

預貯金通帳等の2点で確認します。）

葬祭費支給申請

持ち物 被保険者証、喪主の振込口座のわかるもの、

葬祭を行ったことを証明する書類

(会葬礼状、葬儀の領収書等)

3 国民健康保険 出産育児一時金支給申請（死産のとき）

持ち物 被保険者証、出産した医療機関の領収書及び明細書

直接支払制度利用の申出書、振込口座の分かるもの、

死産証明書または埋火葬許可証または母子手帳

4 後期高齢者医療保険 送付先変更申請書、各種支給申請書等

持ち物 ○亡くなった方のもの

被保険者証、限度額適用認定証(交付のある方のみ)

○相続人のもの

振込口座のわかるもの

○届出人のもの

本人確認書類（顔写真のない場合は、被保険者証や

預貯金通帳等の2点で確認します。）

葬祭費支給申請

持ち物 被保険者証、喪主の振込口座のわかるもの、

葬祭を行ったことを証明する書類

(会葬礼状、葬儀の領収書等)

5 後期高齢者福祉医療、障害者医療、精神障害者医療、

母子家庭等医療、子ども医療 資格喪失届

持ち物 医療費受給者証

3 福祉課

1 身体障害者手帳をお持ちの方

持ち物 手帳、振込口座（受取人）のわかるもの、
マイナンバーのわかるもの

2 療育手帳をお持ちの方

持ち物 手帳、振込口座（受取人）のわかるもの

3 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

持ち物 手帳、振込口座（受取人）のわかるもの

4 自立支援医療を受けている方

持ち物 受給者証

5 福祉タクシー（障害者）を利用している方

持ち物 福祉タクシー助成券

6 障害福祉サービスを利用している方

持ち物 受給者証

4 長寿課

1 介護保険資格喪失の届出

持ち物 介護保険被保険者証、振込口座（受取人）のわかるもの

2 要介護高齢者福祉手当喪失の届出

持ち物 振込口座（受取人）のわかるもの

3 福祉タクシー料金助成利用券の返却（要介護高齢者）

持ち物 福祉タクシー料金助成利用券

4 高齢者福祉サービス廃止の届出

その他 詳しくは、長寿課へお問い合わせ下さい。

5 子ども若者支援課

1 児童手当

その他 子ども若者支援課へお問い合わせください。

2 児童扶養手当、遺児手当、特別児童扶養手当

その他 子ども若者支援課へお問い合わせください。

3 児童発達支援（障害児通所支援）

持ち物 児童発達支援通所受給者証

6 幼児保育課

1 保育園を利用していた方

その他 幼児保育課へお問い合わせください。

7 水道課

1 水道の名義変更（所有者、使用者）、休止の手続きを行う方

その他 詳しくは、水道課へお問い合わせください。

2 水道料金・下水道使用料の引落口座を変更する方

持ち物 引落口座の分かるもの、引落口座の通帳印

その他 詳しくは、水道課へお問い合わせください。

3 未納の水道料金・下水道使用料がある方

その他 水道課にて納付をお願いします。

8 下水道課

南部浄化センター内
〒478-0045 知多市南浜町 25 番地
TEL 0562-55-9591

1 井戸水

その他 「水道水以外の水の使用(変更)申告書」の提出が必要です。

※水道課で提出できます。

2 下水道事業受益者負担金

その他 下水道課へお問い合わせください。

3 水洗便所改造資金貸付金

その他 下水道課へお問い合わせください。

9 税務課

1 固定資産税関係手続き

その他 固定資産を所有している方・管理をしていた方
税務課へお問い合わせください。

2 125cc以下の原動機付自転車、小型特殊自動車の所有者変更、廃車等

その他 上記以外の軽自動車を所有している方は市役所ではお手続きできません。手続場所のご案内をしますので、税務課へお問い合わせください。

3 市民税・県民税の減免申請等

その他 税務課へお問い合わせください。

10 環境政策課

1 し尿くみ取りの申請及び廃止（名義人の死亡）

持ち物 残りの確認券

その他 くみ取りを継続する場合も名義変更等の手続きが必要です。

2 犬の登録変更届（飼い主の変更）

持ち物 愛犬カード（愛犬手帳）

3 知多墓園 利用者継承（利用者の死亡）の手続き

持ち物 知多墓園利用許可証、承継者の戸籍謄本、
承継者が市外の場合は世帯全員の住民票
（本籍記載）、
承継者の引落口座のわかるもの、通帳印
手数料（200円）

4 知多墓園 埋蔵（納骨）の手続き

持ち物 知多墓園利用許可証、火葬許可証

1 1 都市計画課

1 市営住宅に入居している方

持ち物 名義人との関係によって手続きが異なります。書類取得前に都市計画課へお問い合わせください。

1 2 農業委員会事務局

1 農業者年金を受給している方、加入している方

その他 農業委員会事務局へお問い合わせください。

2 農地の貸借をしている方

その他 農業委員会事務局へお問い合わせください。

3 相続等により、農地を取得された方

持ち物 取得事由のわかる書類（遺産分割協議書の写し、土地の登記事項証明書等）

その他 この届出は、権利取得の効力を発生させるものではありません。概ね10か月以内に届出が必要です。

1 3 緑と花の推進課

Ⅰ 相続等により、森林(地域森林計画の対象となる森林)を取得される方

その他 緑と花の推進課へお問い合わせください。

各種証明書のご案内

○死亡の記載のある住民票（除かれた住民票、除票）

場所：住所地の市区町村役場（郵送での取り寄せも可能です。）

請求できる方：相続人

手数料：200円（知多市の場合）

該当の市区町村役場に必ずお問い合わせください。

○除籍謄本

場所：本籍地のある市区町村役場（郵送での取り寄せも可能です。）

請求できる方：配偶者または、亡くなった方の直系の親族

手数料：450円または、750円（知多市の場合）

該当の市区町村役場に必ずお問い合わせください。

○死亡届の記載事項証明書（届書の写し）

場所：死亡届を出した市区町村役場、（届けから1か月以上経過している

場合は、本籍地の管轄法務局）

請求できる方：利害関係人（配偶者や子供などの年金や保険金を受け取る方）

手数料：350円（知多市の場合）

必要書類：年金証書や簡易保険証書など請求事由がわかるもの。

請求者（または代理人）の本人確認書類

※死亡届の記載事項証明書は使用用途が限られています※

死亡届の記載事項証明書は、遺族基礎年金・遺族厚生年金・遺族共済年金・郵便局簡易保険の死亡保険金（郵便局の民営化前の契約で証書の額面が合計で100万円を超える死亡保険金）のみに発行できる証明書ですので、請求の際はいま一度ご確認ください。

該当の市区町村役場に必ずお問い合わせください。

他市への戸籍謄本請求方法

○ 必要なもの

- ① 申請書（次ページのものをご利用ください）
- ② 手数料（定額小為替を郵便局で購入するか、現金書留にて送付してください）

手数料については、請求する市町村に直接お問い合わせください。

③ 返信用の封筒（切手を貼り、宛先を書いたもの）

- ・ 普通郵便 84円
- ・ 速達郵便 344円

※ ただし、25gを超える場合と郵便料金の改定があった場合、

郵送料は変わりますので、郵便局に確認してください。

④ 申請者本人の本人確認書類（免許証・保険証等）の写し

（※申請者と必要な方の関係性を証明する書類が必要な場合もあります）

○ 上記のものを本籍地の市区町村役場の担当課へ送付してください。

（請求する役所の住所がわからない場合は、窓口でお尋ねください）

詳しい内容については、請求する市区町村にお尋ねください。

戸籍交付申請書

誰のもの	本 籍	
	筆頭者氏名	
	氏 名	
必要な証明	戸籍謄本 通 (戸籍の全部事項証明書)	除籍謄抄本 通 (除かれた戸籍の全部・個人事項証明書)
	戸籍抄本 通 (戸籍の個人事項証明書)	原戸籍謄抄本 通
	身分証明 通	不在籍証明 通
	受理証明 (届) 通	戸籍の附票 通
	そ の 他 通 ()	
使用目的 (具体的に)		
請求者	現住所	〒478- 愛知県知多市
	電話番号 (日中の連絡先)	() —
	氏 名	印
	必要な人から みた続柄	
同封した 手数料等	定額小為替 円分	返信用郵便切手 円分
その他連絡事項		

